

鳥取県公報

平成 25 年 10 月 29 日(火) 第 8 5 4 4 号

毎週火·金曜日発行

		目	次	
\Diamond	告 示	鳥獣保護区の存続期間の更新(77 特別保護地区の区域の指定(779) 特定猟具使用禁止区域の指定(78 鳥取県住生活総合調査の実施(78 控除対象特定非営利活動法人の指 指定居宅サービス事業者の廃止の) (〃)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
\Diamond	調達公告	指定介護予防サービス事業者の廃	隆止の届出(784)(〃)・・・・・・・	8

示

鳥取県告示第777号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定による鳥獣保護区の区 域の指定を変更し、及び同条第7項ただし書の規定に基づき、同保護区の存続期間を更新するので、同条第9項 において準用する同法第15条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年10月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 鳥獣保護区の名称 鵜の池鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

日野郡日野町下黒坂地内の県道日野溝口線と町道日野金城1号線との交点を起点とし、同所から同町道を南 南東及び東方に進み、同町道と町道鵜ノ池線の取付け道路に至り、同道路を南東に進み、町道鵜ノ池線に至 り、同町道を南東に約100m進み、同所から西側のりょう線を西方に進み、林道長 41号線に至り、同所から 西側のりょう線を西南西に進み、林道長裕3号線と林道下黒坂線を結ぶ山道に至り、同所から西側のりょう線 を西に進み、県道日野溝口線に至り、同県道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域(面積82へクタ ール)

(変更前 日野川地域森林計画区日野町99林班から103林班まで、190林班A小班及び191林班から193林班ま での区域並びに鵜ノ池)

3 鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育の場としての活用を検討していくととも に関係市町村、関係機関及び地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

野生鳥獣による被害が発生した場合には、有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の 適正な活用により被害防止に努める。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)で指定された特定外来 種については、本区域内への分布拡大による在来種への影響が危惧されることから、根絶を目指す。

.....

鳥取県告示第778号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定に基づき、鳥 獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

平成25年10月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥獣保護 区の名称	鳥獣保護区の区域	鳥獣保護区 の存続期間	鳥獣保護区の保護に関する指針
鷲峰山鳥	鳥取市鹿野町に所在する鳥取森林管理	平成25年11	鳥獣のモニタリング調査等を通じて、
獣保護区	署鷲峰山国有林の111林班、112林班、115	月1日から	区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

	林班及び116林班の区域並びに鳥取市に 所在する鳥取森林管理署猪呼谷国有林の 113林班及び114林班の区域並びに千代川 森林計画区鳥取市144林班、145林班及び 146林班の区域	平成35年10月31日まで	近年、特定外来生物種のソウシチョウが確認されるようになり、分布の拡大が危惧されており、その対策を検討しつつ、監視を続ける。 また、ニホンジカが増加傾向にあり、ニホンジカの食害による植物相の衰退、植物相の変化に伴う昆虫、鳥類、哺乳類等の動物相への影響が危惧されている。ニホンジカ保護管理計画でのモニタリング調査等で監視しつつ、鳥獣保護区であるが、ニホンジカの生息状況によっては個体数管理等の対策を、土地所有者と連携して、推進していく。 なお、鳥獣の生息に影響のない範囲で、登山など自然とのふれあいの場としての活用も検討していく。
若桜鳥獣保護区	八頭郡若桜町大字若桜字古城谷1519 -1、1520-1、1521から1527まで、1527 -1、1528、1529-1及び1530の区域	IJ	鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場及び環境教育の場として活用を検討していく。 近年、ニホンジカの増加による下層植生の衰退がみられており、周辺地域を含めてニホンジカ保護管理計画でのモニタリング調査等により生息状況を監視しながら、土地所有者等と連携して個体数管理等の対策を推進していく。 隣接地域では、平成22年11月に外来種のハクビシンが鳥取県内で初めて捕獲され、加えて特定外来生物種のソウシチョウも確認されており、外来鳥獣の分布拡大が危惧されているため、その対策を検討しながら、監視を続ける。
智頭鳥獣保護区	八頭郡智頭町大字智頭字宮山2284-1及び2285並びに字宮ノ前225から229まで及び230-2の区域	IJ	鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場及び環境教育の場として活用を検討していく。また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。特にニホンジカについては増加傾向にあることから、周辺地域を含めてニホンジカ保護管理計画でのモニタリング調査等により生息状況を監視しながら、土地所有者等と連携して個体数管理等の対策を検討していく。

高鉢山鳥 獣保護区

鳥取市佐治町に所在する鳥取森林管理 署山王谷国有林の93林班及び94林班の区 域並びに千代川森林計画区鳥取市744林 班の I 小班並びに745林班のD小班及び E小班の区域

鳥獣のモニタリング調査等を通じて、 区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。 近年、特定外来生物種のソウシチョウ が確認されるようになり、分布の拡大が 危惧されており、その対策を検討しつつ、 監視を続ける。

また、ニホンジカが周辺地域で増加傾 向にあり、食害による植物相の衰退と、 その衰退に伴う昆虫、鳥類、哺乳類等の 動物相への影響が危惧されている。ニホ ンジカ保護管理計画でのモニタリング調 **香等で監視しつつ、鳥獣保護区であるが、** ニホンジカの生息状況によっては個体数 管理等の対策を土地所有者と連携して、 推進していく。

三徳山鳥 獣保護区

東伯郡三朝町大字三徳地内の畠谷神 社の参道と県道鳥取鹿野倉吉線との交点 を起点とし、同所から同県道を東方に進 み、鳥取森林管理署三徳谷国有林507林 班とその東側の民有林との境界に至り、 同境界を南方に進み、同林班のろ小班の 南端に至り、同所から尾根づたいに南西 に進み、同林班のは小班の北端に至り、 同所から同林班とその東側の民有林との 境界を南方に進み、同林班と同国有林506 林班との境界に至り、同境界を南方に進 み、鳥取森林管理署中津国有林508林班 と鳥取森林管理署三徳谷国有林506林班 との境界に至り、同境界を南東に進み、 三徳山三角点(標高900メートル)に至 り、同所から鳥取森林管理署中津国有林 508林班のい1小班と同林班のい2小班 との境界を南東に進み、同林班のい1小 班と同林班のへ小班との境界に至り、同 境界を南東に進み、同林班のと小班と同 林班のへ小班との境界に至り、同境界を 南方に進み、中国電力貸電線敷イと同林 班のと小班との境界に至り、同境界を南 西に進み、同林班とその南側の民有林と の境界に至り、同境界を北西に進み、山 道(通称神倉越山道)に至り、同山道を 南西に進み、県道三朝中線に至り、同県 道を北西に進み、橋(通称大谷に架かる 下小鹿橋) に至り、同谷を北東に進み、 山道(通称大石谷山道)に至り、同山道

鳥獣のモニタリング調査等を通じて、 区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

この地域特有のアカガシ等の常緑広葉 樹と、ブナ等の冷温帯落葉広葉樹が、低 標高地から混成する森林環境を適切に保 持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及 ぼすことのないように留意する。

当該区域は、豊かな自然を有し、森林 鳥獣生息地として重要な場所であるが、 イノシシによる農業被害も発生し、近年 ではニホンジカが分布を拡大し、侵入し てきている。ニホンジカは全国で深刻な 被害を引き起こしていることから、特定 鳥獣保護管理計画でのモニタリング調査 等で監視し、早急な対策に努める。

なお、鳥獣の生息に影響のない範囲で 自然探索、環境教育・学習の場など自然 とのふれあいの場としての活用も検討し ていく。

Į	を北東に進み、通称本山頭に至り、同所
	から山道(通称旗谷頭山道)を北西に進
ļ	み起点に至る線に囲まれた一円の地域

鳥取県告示第779号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項に基づき、三徳山鳥獣保護区 の区域内に次のとおり特別保護地区を指定したので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定によ り、次のとおり告示する。

平成25年10月29日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 特別保護地区の名称
 - 三徳山鳥獣保護区三徳特別保護地区
- 2 鳥獣保護区の区域

三徳山鳥獣保護区の区域のうち、東伯郡三朝町大字三徳字三徳頭1010、1011-1及び1011-2の区域(文殊 堂、地蔵堂、鐘楼堂、納経堂、観音堂、元結掛堂、不動堂、投入堂及び愛染堂の敷地を除く。) (面積50へク タール)

- 3 特別保護地区の存続期間
 - 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
- 4 特別保護地区の保護に関する指針

鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

この地域特有のアカガシ等の常緑広葉樹とブナ等の冷温帯落葉広葉樹が低標高地から混成する森林環境を適 切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。

当該区域は、豊かな自然を有し、森林鳥獣生息地として重要な場所であるが、近年、ニホンジカが生息分布 を拡大し、侵入しているところ、ニホンジカは全国で深刻な被害を引き起こしていることから、特定鳥獣保護 管理計画でのモニタリング調査等で監視し、早急な対策に努めると伴に獣のモニタリング調査等を通じて、区 域内のニホンジカの生息状況の把握に努める。

鳥取県告示第780号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり 特定猟具(銃器)使用禁止区域を指定したので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告 示する。

平成23年鳥取県告示第548号(特定猟具使用禁止区域の指定)の表中天神川中流特定猟具(銃器)使用禁止区域 の項は、平成25年10月31日限り廃止する。

平成25年10月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	区	域	存続期間
大平山特定猟	県道倉吉青谷線と倉吉市と東伯郡湯梨浜	町との境界との交点(地赤峠)を	平成25年11月
具(銃器)使	起点とし、同所から同県道を西方に進み、	市道大平山線に至り、同市道を北	1日から平成
用禁止区域	方に進み、市道倉吉駅裏線に至り、同市道	を西方に進み、金毘羅院境内の西	35年10月31日

	側境界線に至り、同境界線を北方に進み、上井長谷農道に通じる谷に至り、 同谷を北方に進み、鳥取短期大学の用水池の南西端に至り、同用水池の西端 境界線を北方に進み、福庭長谷農道に至り、同農道を北東に進み、日下農道 に至り、同農道を南方に進み、倉吉市と東伯郡湯梨浜町との境界に至り、同 境界を南方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	まで
国府新堤特定 猟具(銃器) 使用禁止区域	倉吉市国府地内の新堤の湖面	n,
報国特定猟具(銃器)使用禁止区域	西伯郡大山町報国地内の町道住吉萩原線と町道報国横断1号線との交点を起点とし、同所から同町道を東方に進み、町道石井垣報国線に至り、同町道を南方に約350メートル進み、特定猟具使用禁止区域の標柱に至り、同標柱から東南東に約100メートル進み、畑と山林との境界の山道に至り、同山道を南方に進み、大管別荘分譲地と上中山財産区所有地の境界との交点に至り、同交点から南方に約100メートル進み、大管別荘分譲地内の道路の北西端に至り、同道路を南方に進み、町道住吉萩原線に通ずる道路に至り、同道路を西方に進み、町道住吉萩原線に至り、同町道を北方に約130メートル進み、畑と山林との境界の山道に至り、同山道を西方に進み、谷間の山道に至り、同山道を北方に進み、堤の北端に至り、同所から畑と山林との境界の農道を北方に進み、起点に通ずる農道に至り、同農道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	II.
農大特定猟具 (銃器)使用 禁止区域	倉吉市関金町大鳥居地内の市道仙隠線と県道下米積関金線との交点を起点とし、同所から同市道を西方に進み、市道朝干1号線に至り、同市道を北方に進み、市道朝干2号線に至り、同市道を北方に進み、平成17年3月22日市町合併前の東伯郡関金町と平成17年3月22日市町合併前の倉吉市との境界線に至り、同境界線を北東に進み、県道下米積関金線に至り、同県道を南方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	n
金谷特定猟具(銃器)使用禁止区域	平成17年3月22日市町合併前の東伯郡関金町と平成17年3月22日市町合併前の倉吉市との境界線と小鴨川左岸との交点を起点とし、同所から同境界線を南方に進み、国道313号線に至り、同国道を南西に進み、市道本町大鳥居線に至り、同市道を北方に進み、矢送川左岸に至り、同岸を南西に進み、日吉神社敷地の南西側境界線に至り、同境界線を北北西に進み、市道宮ノタワ線に至り、同市道を西方に進み、市道金谷向田線に至り、同市道を西方に進み、市道井手1号線に至り、同市道を北西に進み、関金ふるさと農道に至り、同農道を北方に進み、小鴨川左岸に至り、同岸を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	II.
天神川中流特 定猟具(銃器) 使用禁止区域	国道179号線の新穴鴨橋から倉吉市道円谷町大原線の大原橋までの天神川河 川区域及び三朝町大瀬本泉線のわかとり橋から天神川までの三徳川の河川区 域	平成25年11月 1日から平成 33年10月31日 まで

鳥取県告示第781号

鳥取県統計調査条例(昭和25年鳥取県条例第7号)に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例 施行規則(平成12年鳥取県規則第20号)第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成25年10月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

鳥取県住生活総合調査

2 調査の目的

県民の住宅及び住環境に対する評価、住宅建設又は住み替えの実態等を把握し、住宅政策の推進に必要な基 礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

県内に常駐する普通世帯

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 現在居住している住宅の状況について
 - イ 現在居住している住宅及び住環境への満足度について
 - ウ 住宅の住み替え、建て替え又はリフォームの意向について
 - エ 高齢期の住まい方について
 - オ 子育て環境について
 - カ 中古住宅の購入について
 - キ 住宅の耐震診断・耐震改修について
 - ク 住宅の新築について
 - ケ 空き家について
 - (2) その基準となる期間

調査票の配布時点

5 報告を求める者

平成25年住宅・土地統計調査の対象調査区に常駐する普通世帯から無作為に約4,200世帯を抽出する。

6 報告を求めるために用いる方法

調査対象世帯を訪問し、調査票を配布・回収する。ただし、調査対象世帯との面会が困難な場合等において は、郵送による回収を認めることとする。

7 報告を求める期間

平成25年12月1日から平成26年2月28日まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第782号

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例(平成25年鳥取県条例第4号)第3条第1項の 規定に基づき、特定非営利活動法人こども未来ネットワークから平成25年10月11日に申出書の提出があったので、 同条第3項の規定により告示する。

同条例第3条第2項各号に掲げる書類は、平成25年11月11日までの間、中部総合事務所地域振興局に備え置い て、又はインターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年10月29日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝

- 1 申出に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称

特定非営利活動法人こども未来ネットワーク

(2) 代表者の氏名

渡部 万里子

- (3) 主たる事務所及び県内の事務所の所在地
 - ア 主たる事務所 倉吉市湊町454-12
 - イ 主たる事務所以外の県内の事務所 なし
- (4) 設立年月日

平成14年10月1日

- 2 特定非営利活動に係る事業の内容
 - (1) 子どもの諸活動又は子育てに関する講演及びその他支援事業
 - (2) 子どもと文化に関する調査、研究、出版及び啓発に関する事業
 - (3) 文化に関する催しの企画及び実施、並びにこれらを支援する事業
 - (4) 非営利活動を行う個人及び団体を支援する事業
 - (5) この法人の目的を達成するために必要なその他の事業
- 3 事業を行う県内の区域

県内全域

4 実績判定期間

平成23年4月1日から平成25年3月31日まで

5 申出書の提出があった日

平成25年10月11日

鳥取県告示第783号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅 サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年10月29日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又 は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
ファーマスクエ	ホスピタウン薬	米子市河崎574-1	平成25年10月	平成25年10月	居宅療養管理指
ア株式会社	局		17日	31日	導

鳥取県告示第784号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当 該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告 示する。

平成25年10月29日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又 は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
ファーマスクエ	ホスピタウン薬	米子市河崎574-1	平成25年10月	平成25年10月	介護予防居宅療
ア株式会社	局		17日	31日	養管理指導

達公告 譋

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定 に基づき、次のとおり公告する。

平成25年10月29日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 頣

1 調達内容

(1) 件名及び数量 生理検査システム 一式

- (2) 調達物品の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院

(4) 納入期限

平成26年3月31日(月)

ただし、平成26年2月末までに機器の導入を完了し、電子カルテシステムとの連携をとること。 また、導入後は、納入期限までにデータ移行その他付帯作業を完了させること。

(5) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者 は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105 分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の 資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有す る者で、その業種区分が医療・理化学機器類であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参 加資格の審査を求める申請書類を平成25年11月12日(火)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成25年10月29日(火)から同年12月9日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入 札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を 受けていないこと。

- (4) 平成25年10月29日(火)から同年12月9日(月)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成 14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225 号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入 後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じ速やかに提供できるものであること。
- 3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院管財課

- 4 入札手続等
 - (1) 調達案件の仕様及び入札に関する問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院医療情報管理室

電話 0858-22-8181 (内線3550)

電子メールアドレス kouseibyouin@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書等の交付

入札説明書その他の資料は、平成25年10月29日(火)から同年11月12日(火)までの間にインターネット のホームページ (http://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/) から入手するものとする。ただし、これ により難い者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成25年10月29日(火)から同年11月12日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法 律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平 成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事 業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。) により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

アー日時

平成25年12月9日(月)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。)

鳥取県立厚生病院第3会議室(外来中央診療棟5階) (ただし、郵便等による入札書の送付先は、(1) のとおりとする。)

- 5 入札者に要求される事項
 - (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければな らない。
 - (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所 に平成25年11月19日(火)午後5時までに提出しなければならない。
 - (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなけ ればならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財 務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合におい て、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第17条の 規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻 日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並び に財務規程、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、鳥取県会計規則 (昭和39年鳥取県規則第11号) 第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって 有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

- 8 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Physiological data manegment System, 1 Set
 - (2) Deadlane for the submission of documents for qualification confirmation : 5:00 PM 19, November, 2013
 - (3) Date and time for the submission of tenders : 2:00 PM 9, December, 2013 Deadline for the submission of tenders by registered mail: 12:00 AM 9, December, 2013
 - (4) Please contact: Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital 150 Higashishowa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan

TEL: 0858-22-8181

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定 に基づき、次のとおり公告する。

平成25年10月29日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 駔

1 調達内容

(1) 件名及び数量

内視鏡ファイリングシステム 一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院

(4) 納入期限

平成26年3月31日(月)

(5) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者 は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105 分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の 資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有す る者で、その業種区分が医療・理化学機器類であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参 加資格の審査を求める申請書類を平成25年11月12日(火)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

- (3) 平成25年10月29日(火)から同年12月9日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入 札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を 受けていないこと。
- (4) 平成25年10月29日 (火) から同年12月9日 (月) までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成 14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の 資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有す る者で、その業種区分が医療・理化学機器類であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参 加資格の審査を求める申請書類を平成25年11月12日(火)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

- (6) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入 後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じ速やかに提供できるものであること。
- 3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院管財課

- 4 入札手続等
 - (1) 調達案件の仕様及び入札に関する問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院医療情報管理室

電話 0858-22-8181 (内線3550)

電子メールアドレス kouseibyouin@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書等の交付

入札説明書その他の資料は、平成25年10月29日(火)から同年11月12日(火)までの間にインターネット のホームページ (http://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/) から入手するものとする。ただし、これ により難い者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成25年10月29日(火)から同年11月12日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法 律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平 成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事 業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。) により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成25年12月9日(月)午後3時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。) イ 場所

鳥取県立厚生病院第3会議室(外来中央診療棟5階)(ただし、郵便等による入札書の送付先は、(1) のとおりとする。)

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければな
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格を有することを証明する書類を、4の(1)の場所に 平成25年11月19日(火)午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなけ ればならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財 務規程」という。) 第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合におい て、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第17条の 規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並び に財務規程、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、鳥取県会計規則(昭 和39年鳥取県規則第11号) 第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な 入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: ENDOSCOPE IMAGE FILING SYSTEM, 1 Set
- (2) Deadlane for the submission of documents for qualification confirmation: 5:00 PM 12, November, 2013
- (3) Date and time for the submission of tenders : 3:00 PM 9, December, 2013 Deadline for the submission of tenders by registered mail: 12:00 AM 9, December, 2013
- (4) Please contact: Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital 150 Higashishowa—machi, Kurayoshi—shi, Tottori 682—0804 Japan

TEL: 0858-22-8181